

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第三三三号）

1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

医療職給料表(一)を除くすべての給料表について、中高年齢層が受ける給料月額を中心に給料月額を改定することとした。（別表第一）別表第四関係）

(2) 期末手当及び勤勉手当の改定

ア 期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一三五（特定幹部職員にあつては、一〇〇分の一一五）に引き下げることとした。（条例第一条の規定による改正後の第一七条関係）

イ 期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一二二・五（特定幹部職員にあつては、一〇〇分の一〇二・五）に引き下げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一三七・五（特定幹部職員にあつては、一〇〇分の一一七・五）に引き上げることとした。（条例第二条の規定による改正後の第一七条関係）

ウ 勤勉手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の六五（特定幹部職員にあつては、一〇〇分の八五）に引き下げることとした。（条例第一条の規定による改正後の第一七条の四関係）

エ 勤勉手当について、支給割合を一〇〇分の六七・五（特定幹部職員にあつては、一〇〇分の八七・五）とすることとした。（条例第二条の規定による改正後の第一七条の四関係）

(3) 当分の間、五〇歳を超える職員（行政職給料表六級相当以上の職員に限る。）への給料月額の支給に当たっては、給料月額に一〇〇分の一・四を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。（附則第九項）第二二項関係）

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正関係

- (1) 特定任期付職員に適用する給料表の全給料月額を改定することとした。
(第七条関係)
 - (2) 期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五〇に引き下げることとした。(条例第三条の規定による改正後の第八条関係)
 - (3) 期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一四〇に引き下げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五五に引き上げることとした。(条例第四条の規定による改正後の第八条関係)
- 3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正関係
- (1) 第一号任期付研究員に適用する給料表の全給料月額を改定することとした。(第五条関係)
 - (2) 期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五〇に引き下げることとした。(条例第五条の規定による改正後の第六条関係)
 - (3) 期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一四〇に引き下げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五五に引き上げることとした。(条例第六条の規定による改正後の第六条関係)
- 4 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正関係
佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成一七年佐賀県条例第七二号) 附則第七条の規定に基づく経過措置の算定基礎額を〇・一七パーセント(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二一年佐賀県条例第四六号) 附則第三項に規定する減額改定対象職員にあっては、〇・二三パーセント) 引き下げることとした。(附則第七条関係)
- 5 この条例は、平成二二年一二月一日から施行することとした。ただし、1の(2)のイ及びエ、2の(3)並びに3の(3)は、平成二三年四月一日から施行することとした。

- 6 所要の経過措置を定めることとした。
- 7 佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例のほか四条例について所要の改正を行うこととした。
佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第三四号）
- 1 佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正関係
 - (1) 給料表の改定
すべての給料表について、中高年齢層が受ける給料月額を中心に給料月額を改定することとした。（別表第一、別表第四関係）
 - (2) 諸手当の改定
 - ア 期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一三五（特定幹部職員にあつては、一〇〇分の一一五）に引き下げることとした。（条例第一条の規定による改正後の第二〇条関係）
 - イ 期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一二二・五（特定幹部職員にあつては、一〇〇分の一〇二・五）に引き下げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一三七・五（特定幹部職員にあつては、一〇〇分の一一七・五）に引き上げることとした。（条例第二条の規定による改正後の第二〇条関係）
 - ウ 勤勉手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の六五（特定幹部職員にあつては、一〇〇分の八五）に引き下げることとした。（条例第一条の規定による改正後の第二一条関係）
 - エ 勤勉手当について、支給割合を一〇〇分の六七・五（特定幹部職員にあつては、一〇〇分の八七・五）とすることとした。（条例第二条の規定による改正後の第二一条関係）
- オ 義務教育等教員特別手当の上限額を八千円に引き下げることとした。
（第二一条の二関係）

(3) 当分の間、五〇歳を超える職員（高等学校等教育職給料表四級相当以上の職員に限る。以下「特定職員」という。）への給料月額を支給に当たっては、給料月額に一〇〇分の一・四を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。（附則第一七項（第二〇項関係））

2 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例及び佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正関係

当分の間、特定職員に対するへき地手当等及び定時制通信教育手当の支給に当たっては、1の(3)による給料月額の減額に応じた額を減額することとした。

3 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正関係

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成一七年佐賀県条例第七五号）附則第七条の規定に基づく経過措置の算定基礎額を〇・一七パーセント（佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二一年佐賀県条例第四七号）附則第二項に規定する減額改定対象職員にあっては、〇・二三パーセント）引き下げることとした。（附則第七条関係）

4 この条例は、平成二二年一月一日から施行することとした。ただし、1の(2)のオは平成二三年一月一日から、1の(2)のイ及びエは同年四月一日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第三五号）

1 期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五〇に引き下げることとした。（条例第一条の規定による改正後の第二条関係）

2 期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一四〇に引き下げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五五に引き上げることとした。（条例第二条

の規定による改正後の第三条関係)

3 この条例は、平成二十二年一月一日から施行することとした。ただし、2

は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。